

令和 6 年度

第 2 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 6 年 1 1 月 8 日（金）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和6年度第2回千葉市環境影響評価審査会次第

令和6年11月8日（金）

午後2時00分～2時35分

千葉市役所2階 XL会議室201

1 開 会

2 議 題

（1）（仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

（2）千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（報告）

3 閉 会

配付資料

資料1－1 （仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書（第1回会議資料）

資料1－2 （仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書説明資料（第1回会議資料）

資料1－3 令和6年度第1回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解

資料1－4 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解

資料1－5 （仮称）株式会社T＆Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）（当日配付）

資料2 千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

午後 2 時 0 0 分 開会

【宮崎環境保全課長補佐】 定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催には委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 13 名（※開会後に 2 名出席したため、計 15 名）の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元の次第に記載のとおりです。なお、資料 1-5 の答申案につきましては、事業者との質疑応答が終了し次第、皆様に配付いたします。不足等がありましたら、事務局にお申し出ください。

次に、会議・議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉県情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様に承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 皆様、こんにちは。これより審査会を開催したいと思います。これよりの議事の進行は着席して進めさせていただきますので、ご報告してくださる方も着席したままで結構でございます。

それでは、議事に入ります。議題 1「（仮称）株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）」です。

事務局から、準備書に関する説明を受けようと思います。

事業者が入室するまで、皆様、しばらくの間お待ちください。

（事業者入室）

【岡本会長】 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。

それでは、資料 1-3 及び資料 1-4 につきまして、説明をお願いいたします。

【事業者】 それでは、事業者から資料 1-3 及び 1-4 についてご説明します。

まず、資料 1-3 ですが、これは前回の会議でご意見いただいたものについて、そのとき答えたものを基本的を示しております。また、質問に対して答えていなかったところや、説明はしたのですが不十分であったり、誤解を招くようなことがありましたので、追加で記載させていただいています。

資料 1-3 の 3 ページ目、5 番になります。水質の項目で、降雨強度についていろいろありまして、その中で、「工事期間は多分 5、6 年」と書いてありましたが、前回の議事録ではその回答をしていなかったもので、右のほうの下線を引いたところで回答させていただいています。下線部だけ読みますが、「本事業は造成工事も小規模で

あり、土木工事期間は 1 年程度であることから、降雨強度の設定に問題はないと考えています」、これを追加させていただきました。

それから、7 番目、水質・水文環境で、ピット内の範囲に戻すのか、戻したところの地下水はどうなるのかというご質問に対して、適切でなかったので追加しています。「ピット内の地下水は、ピット外の事業地内に戻します。したがって、その地点の地下水位は高くなりますが、ピット周辺の水位は低下しますので、水の量としては大きく変わらないと考えます」という回答です。

次は、4 ページ目、7 番です。やはり水質・水文環境の 2 段落目、「止水壁の中の水をくみ上げ、それを地下に注入するということか」ということに関して、前回は「そうです」としか書いていなかったのもので、「止水壁で囲まれた施工場所の地下水をくみ上げます」というふうに記載させていただきました。

続いて 8 番目、これも水質・水文環境ですが、「地下へ注入する方法はどのようなものか。非常に地下水位が高い場所のようなので、それを伺いたい」。これに関しましては未回答でありましたので、下線部を読ませていただきます。「掘削工事における湧出水対策として、地下水位を掘削底より下げて工事するため、地下水揚水井戸を設置して、地下水位を低下させます。汲み上げた地下水は、別途設置する復水井戸から地中に戻します（揚水井戸で下げた地下水位より下に返す）。一部は循環する可能性はありますが、基本的には別々の場所で揚水・復水することになります。なお、復水井戸から圧送等により地中に戻す計画ですが、今後、現地調査を行い、適正な排水方法を検討していきます」。

続きまして、後ろのほうに行きまして 9 ページ目、21 番の温室効果ガス等です。これは、当日の回答で、カーボンマイナスになっている資料を提出していたわけなのですが、我々のほうでもう一回チェックしたところ大きな間違いが見つかりまして、大変申し訳ないのですが修正させていただきたいと思っています。

事業者の見解ですが、「施設の稼働に伴う温室効果ガスの算定過程をチェックしたところ、計画施設の稼働に伴う活動量のうち産業廃棄物の活動量が過少に算定されていたため、別紙のとおり修正します。再度、予測評価した結果を評価書へ反映します」。これにつきましては、この資料の巻末に、No.21 別紙として「8-10 温室効果ガス等の修正」ということで、修正した数字を赤字で示してあります。この中で、表 8-10-5 では、産業廃棄物の焼却に関しまして、数字を変更させていただきました。同じく、表 8-10-8 で、CO₂に直した量を変更させていただいています。

最後の 12 ページ目はまとめとして、表 8-10-10 で、計画施設の稼働による温室効果ガス発生量は以前 2 万 1,000 ぐらいだったのですが、実際、16 万という大きな違いがございました。大変恥ずかしいのですが、間違いがありましたので修正させていただきました。

以上で、1-3 は終了させていただきます。

続きまして、資料 1-4 につきましては、審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解ということで、1 から 7 までございます。1 から 4 までは大気質に関わるご指摘・

ご質問であります。ここだけ回答が同一内容でありますので、質問を紹介させていただきます。

1 番目、「当該施設の現在の設計案でのダウンウォッシュ、ダウンドRAFTの出現頻度予測値を明らかにする必要がある。次に、出現頻度を低減する方策を説明する必要がある。また、構造上、経済上、あるいはその他の理由でそれが困難な場合は、それを示されたい」。

2 番目、「表 8-1-70 に示される各条件について、当該施設に関する大気環境予測の際に考慮する必要があるのか、どの程度の出現頻度が予想されるのかを示されたい。表 8-1-70 に、出現頻度とその算定根拠の欄を追加されたい。出現頻度が数%を超える場合は、年平均値の計算にも考慮すべき」。

3 番目は、「表 8-1-79 に示される Briggs 式は、自立型の円形の煙突の場合の式であるが、当該施設に当てはまるか確認されたい。排ガス量の変動とそれに伴う吐出速度の変動について、記述する必要がある。焼却処理量が一定でも、排ガス量がばらつきを持っているので、他の類似事例等を参考にしてその設定をされたい」。

4 番目、「P.8-85 (b) ii の記述については、再確認されたい。ダウンウォッシュは瞬間的な最大風速によって評価されるが、数式中の風速は 10 分間平均風速であり、それへの対応を検討すべき」。

こういうご指摘をいただきまして、私どもはそれにつきまして今検討しているところでございます、これらにつきましては、施設の詳細設計までに適切に配慮します。また、評価書には、対応した内容で記載させていただきたいと思っています。

2 番目の出現頻度につきまして、現在、検討している中ではかなり出現頻度は低かったもので、年平均値の計算において、考慮する必要はないと考えております。今後、まだお世話になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

5 番目につきましては温室効果ガスで、「温室効果ガス削減量の数値について、欄外に計算式を記入されたい」。これにつきましては、ご指摘のとおり、温室効果ガス削減量の数値について表の欄外に計算式を記入しています。また、ここだけではなく、ほかに関連するところは計算式を入れることにしました。

6 番目、これは記述に足りない部分があったので、修正しました。

7 番目は、記述に間違いがありましたので、修正しました。

以上で説明を終わらせていただきます。

【岡本会長】 説明は以上でよろしいでしょうか。

説明、ありがとうございます。

ただいまの事業者の説明につきまして、委員の皆様方よりさらなる質問あるいは意見があれば、ここで頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

先生方、いかがでしょうか。質問ではないけれども、意見があるという先生がもしおられましたら、挙手をお願いしたいと思います。

お願いします。

【羽染委員】 廃棄物を担当しております羽染といいます。よろしくお願いいたします。

1 点が質問で、1 点がコメントというか意見です。準備書の概要の 4 ページ、焼却施設からは熱エネルギーが出ていくわけですがけれども、この熱エネルギーを電力供給で隣の破碎施設に送ると。それで、余ったものは売電するという計画で、熱のほうは場内利用としか書いていないのですが、いわゆる工業地帯というか、そういうところに位置しておりますので、電力供給とか熱供給は難しいと思うのですがけれども、周りの工場とかほかの工場に電力を供給するとか、熱をほかの工場に供給するとか、そういう計画がとおりかどうか。今回なければ、将来そういうことを考えていかれたほうがよろしいのではないかとということが 1 点目です。

意見というかコメントで、準備書を拝見して前回も述べたのですが、書く場所によって表現が違う。設備の名称が違うとか。準備書は厚いのでたくさんの人が関わって書くと思うのですがけれども、それを最後にチェックしていただかないと、整合性が取れていない箇所や誤字・脱字があるところが目立ちますので、評価書の際には十分、どなたかが責任を持って統一して表記していただきたいというようなことです。

以上、2 点です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者より回答をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございました。

2 点目の用語統一、誤字については大変失礼いたしました。事業者のほうで最終責任を持って、評価書の際は気をつけたいと思います。

1 点目、熱・電気エネルギーの供給先ですが、現状は、この敷地が旧造船所であったというところで広く用いられておりましたけれども、周囲にこのような熱・電気を、インフラが経済的にも現実的な範囲の中で、供給可能な先が見当たらなかったという状況が一つございます。将来的に、周りの事業所の様子でありましたり、なおかつ、この廃棄物発電から得られる電気の価値ですとか、そういったものを評価いただけるような事業者からの問合せがございましたら、ぜひとも前向きに検討させていただければと考えております。

以上でございます。

【羽染委員】 ありがとうございます。

電気・熱はもちろんですが、最近の廃棄物処理施設というのは燃やして電気・熱をちょっと利用するぐらいではなかなか満足してもらえないというか、環境的にもっと役割がたくさんあるのではないかとということで、発電して周りの工場で利用するとか、熱も周りで利用する。そのほかに、環境学習という機能とか、災害が発生したときにその施設が支援するような施設提供という役割も、だんだん機能的に追加している施設も多いですし、そういう施設として求められておりますので、ぜひとも将来的にそういう機能も考えていただきたいという要望です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。ご意見あるいは質問のある先生がおられましたら、挙手をお願いします。先生方、よろしいですか。

もし先生方のご意見・質問がなければ、事業者による説明は以上にしたいのですが、先生方、よろしいですか。

それでは、事業者の皆様、どうもご苦労さまでした。これにて退室していただいて結構でございます。

(事業者退室)

【岡本会長】 それでは、これまでの審議を踏まえ、事務局と相談し、委員の皆様にご確認いただいた上で、答申案を作成いたしましたので、事務局におかれましては、資料の配付をお願いいたします。

(資料 1-5 を配付)

【岡本会長】 皆様、手元に資料は届きましたでしょうか。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 今、お手元にお配りしました資料 1-5 をご覧いただきたいと思います。

答申案は、総論、各論で構成しております。読み上げさせていただきます。

(仮称) 株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

総論

1 環境保全措置について

事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

各論

1 水質

廃棄物ピットの掘削工事により湧出する地下水や掘削地内に降った雨水の処理水を地下へ注入することに伴い海域の水質に影響を与えることのないよう万全を期すこと。

2 景観

臨海部は、海側からの視点による景観資源としても認識されていることから、当該視点からの景観を損なうことがないように配慮すること。

3 温室効果ガス等

温室効果ガス削減量の数値の算定式を明らかにしたうえで、温室効果ガスの排出削減に努めること。

事務局からの説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明、ありがとうございました。

ただいま、事務局から答申案について説明がありましたが、委員の皆様方、何かご意見等ございますでしょうか。

お願いします。

【森川委員】 森川です。

答申案のほうではなくて、いくつか大気質に関しては宿題が出ていると思うのですが、その扱いというのはどのようになるのでしょうか。

【岡本会長】 事務局より回答はありますか。

【木下環境保全課長】 事務局です。今の大気質の関係のお話についてですけれども、細かくここに載っているということではないのですが、総論 1 の「環境保全措置について」という中で、「環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに」に代表されるように、この中で読み込んでいけると考えております。

【岡本会長】 よろしいでしょうか。

それでは、少し補足いたしますと、事務局より、答申文案をまとめるに当たりまして相談がありました。事業者の回答、1-3、1-4 を見ますと、必ずしも十分なところではないです。これについては、多分多くのこのような施設の場合、施設の詳細設計に入る前の概要設計の段階で、煙突の高さですとか、定格運転時の排出諸元が提示されます。恐らく、詳細設計の前に、建設事業者あるいはそれに関連するコンサルと相談して、詳しい仕様が確定されると思います。その段階で、煙突出口の形状等の設計について、これからの勉強でも十分に環境保全措置の対応が可能だろうと思いますので、短期間で不十分な回答を提示されて、ここでそれを承認するよりは、事業者にしっかり勉強していただいて対応したほうがよいのではないかと考えられます。

それから、もう一点は、当該施設と千葉市の境界までの距離を見ますと、今回の事業者の提示している煙突の排煙の諸元では、千葉市への影響は、ダウンウォッシュのありなしにかかわらずそれほど大きくはないだろうと思われれます。設置している地元の市原市、あるいは千葉県としては考えていただく必要があると思いますが、千葉市長意見としては、ここで答申案の文案作成をさらに延期して、その間に勉強させても、多くの人を納得させるような回答を事業者がつくるのは難しいだろうと考えます。それよりは、しっかり勉強して、詳細設計の段階で千葉市を含めて利害関係者に大気関係への影響を最も少なくするような方策を取っていただいたほうが賢明だろうということで、あえて細かいダウンウォッシュに関連する大気影響に関しての市長意見をここで提示する必要はないと考えました。総合的な所見の中で環境の配慮をお願いするということで、事業者に理解していただけるのではないかと考えまして、私としても事務局の文案に同意いたしました。

もし委員の先生からここが違うというご意見を頂戴すれば、それについて対応していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

森川先生、もし何かありましたらお願いします。

【森川委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかに、先生方、ご意見・質問等、もしありましたらお願いしたいと思います。

それでは、皆様方の同意が得られたというふうに解釈させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、本日付でこの案を答申といたします。答申書につきましては、会議終了後、事務局にお渡ししますので、事務局におかれましては、その後、答申書の写しを委員の皆様へ送付するようにしてください。よろしくお願いします。

【岡本会長】 それでは、議題 2、「千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（報告）」です。事務局から説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それでは、千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。お手元の資料 2 をご覧ください。

初めに、「1 改正の理由」についてです。千葉市環境影響評価条例（アセス条例）の対象事業である砂利等採取事業のうち、粒径がおおむね 0.01 ミリ未満の、いわゆる土の採取事業の採取計画については、千葉県土採取条例の規定に基づく県知事の認可制であったところ、平成 28 年 8 月から、千葉市土の採取計画の認可に関する条例の規定に基づく市長の認可制となりました。当該認可に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを、環境影響評価等に基づいて審査することで、環境の保全上の支障の未然防止を図る必要があるため、千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正を行うものです。

この審査につきましては、下の（参考）で簡単にご説明いたします。

下のイメージ図にありますように、アセス条例に基づく対象事業のプロセスといたしましては、まず、アセス条例に基づく評価書手続が終了した後、次に市の条例に基づく許可等の手続に移りますが、その際、市の条例で許可等の処分を行う者、通常は市長となりますが、市長は評価書に基づいて環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかを併せて審査し、許可等を行うかどうかを判断することとなります。この仕組みにより、事業計画の環境配慮が担保されることとなります。

戻りまして、「2 改正の主な内容」についてですが、アセス条例の対象事業に係る市の条例上の許可等に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを環境影響評価書等に基づいて審査すると定めている当該市の条例の規定に、土採取条例の規定を加えます。

最後に「3 施行時期」についてですが、本年度中を予定しております。

説明は以上となります。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、委員の皆様方より意見・質問等があれば、ここでお願いしたいと思います。先生方、いかがでしょうか。

では、先生、お願いします。

【羽染委員】 事務局に質問なのですが、この土の採取事業を追加することによって、年間何件ぐらいの事業がアセスの対象になってくるのかという見込みがあれば、教えてください

【岡本会長】 事務局、お願いします。

【木下環境保全課長】 事業の見込みについてですが、平成 28 年 8 月から市の条例が施行されて以降、今まで認可された事案は 1 件もないという状況です。もちろん、可能性としてはあるということにはなるのですが、これまでの実績から言うと、大規模な開発というのはあまりないのかなという状況です。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。お願いします。

【羽染委員】 では、あまり件数としては心配するほど上がってくるわけではないという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようであれば、議題 2 もこれで終了にしたいと思います。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

【宮崎環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局から 1 点ご連絡がございます。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただき、議事録として公表させていただきます。

事務局からの連絡は以上です。

これをもちまして、令和 6 年度第 2 回環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後 2 時 3 5 分 閉会